

秘密指定解除

公文書監理室



外 務 省

条規第20号

昭和45年1月9日

法務大臣官房訟務部第二課長 慶

外務省条約局法規課長

争訟事件の資料調査について (回答)

昭和44年12月8日付法務省訟二第一四二六号にて照会のあつた諸点につき、次のとおり回答します。

1. 在外資産の補償に関する吉田首相とマッカーサーの応酬については、控訴人の主張する如き吉田首相の申入れ及びこれに対するマッカーサーの回答がなされた事実はない。

2.(1) サンフランシスコ平和条約の当初の構想

外 務 省

及び各段階における案文は次のとおりであり、そのうち在外資産に関係ある部分は、別紙1のとおりである。

(イ) 1950年11月24日公表された対日講和7原則

(ロ) 1951年4月6日公表された対日平和条約草案

(ハ) 1951年7月13日公表された対日平和条約草案（英米案）

(ニ) 1951年8月16日公表された対日平和条約最終案

(2) (1)より明らかな如く、在外日本資産の没収に対する国の補償を義務づける規定が本件条約作成の過程において案文に盛り込まれた事実はない。

(3) ただし、わが方は、対日講和7原則の第6項が在連合国日本資産の没収を規定しつつ、これによつて損害を蒙る日本国民に対する日本政府の補償義務に言及していない

点に留意し、右7原則に対するわが方の見解を米側に伝えるに当り、「戦争に基く請求権の支払にこれら（連合国中現実に日本と戦闘行為に入つた諸国にある日本の私有財産）が適用されるとした場合には、これら財産の所有者に対する補償の問題は、日本政府の裁量に一任されることを要請する。この問題は、日本の経済に重大な影響を及ぼす問題であつて、政府は、諸般の事情を勘案して公正な措置を講ずる所存である。」旨を1951年1月30日文書（別紙2）にて申入れ、翌1月31日の吉田・ダレス会談の際、ダレスより、日本人に対する日本政府による補償については、日本の提案に異存ない旨口頭にて回答せし決着を見た経緯があり、また、本件がその後の交渉において再燃した事実はない。

3. 上記2(1)の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)はいずれも公表されており、裁判所へ証拠として提出すること

とは可能である。他方、上記 2 (3) の文書及び吉田・ダレス会談の内容は、在連合國財産に関するものであつて、旧朝鮮にあつた私有財産の如く平和条約第 4 条 6 により米國軍政府による財産処理の効力を承認せしめられたものには關係がなく、また、日米交渉上の機密に属するものであつて、裁判所へ証拠として提出することは不可能である。

付 属 添 付

対日講和7原則(1950年11月24日公表)

オ6項 請求権。すべての当事国は、1945年9月2日前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。但し、(a)一般に連合国がその地域内にある日本財産を保有する場合、及び(b)日本国が連合国財産を返還し、又は原状で回復できないとき喪失価格の協定された割合を補償するために円を提供する場合を除く。

対日平和条約草案(1951年4月6日公表)

オ14. 連合国は、日本国が存立可能な経済を維持し、占領目的遂行のため1945年9月2日以後与えられた救済及び経済援助に対するその債務を履行し、且つまた、戦争損害に対して連合国に適当な賠償をなすことを可能ならしめるような支払を地金、貨幣、財産又は役務でなす能力を欠くことを認める。但し、日本国は、各連合国に対して、日本国及び日本国民のすべての財産、権利及び利益で、1941年12月7日から1945年9月2日の

間、連合国の領域内又は日本国によつて放棄された領域内若しくはいずれかの連合国によつて、国際連合信託統治制度の下に施政される領域内にあるものを接收し、保留し、且つ、処分する権利を与える。但し、次のものを除く。

- (1) 連合国の1国の領域に居住することを許された日本国民の財産で1945年9月2日以前に特別の措置を適用されなかったもの
- (2) 有形の大公使館又は領事館財産、但し、その維持に要した経費を除いたもの
- (3) 非政治的な宗教的、慈善的、文化的又は教育的な機関
- (4) 当該財産に対する権利、権原又は利益の証憑書類その他の証憑が日本国外に所在する場合においても、日本国内にある財産又はその財産に関する債権
- (5) 日本原産を表示する商標

いずれかの連合国が日本国又は日本国民の工業的性質を有する財産、権利又は利益を他の連合国の領域から取りあげた場合には、この他の連合国の勘定に入れられる。

連合国の賠償請求権及びその直接の占領軍費に対する請求権は、前述するところに従ひ、

連合国の各々の管轄権の下にある日本資産及び占領期間中日本国本土から得られた資産をもって充足せしめられたと認められる。

対日平和条約草案(英米案)(1951年7月13日公表)

オ4条(a) 日本国及びその国民の財産及び請求権(債権を含む。)でオ二条及びオ三条に掲げた地域にあるもの又はこの地域を現在管治している当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国及びその国民に対する前記の当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国と前記の当局との間の特別取極の主題とする。オ二条及びオ三条に掲げた地域における連合国又はその国民の財産は、既に返還されていない限り、現状において返還しなくてはならない。(国民という語は、この条約中に用いられるときはいつでも法人を含む。)

(b) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除外される領域とを結ぶ日本所有の海底

電線は、二等分され、日本国は、日本の終末施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終末施設を保有する。

(註) オ二条及びオ三条に掲げた地域とは、朝鮮、台湾、南樺太等及び沖縄、小笠原等を指すものである。



5

第14条.(a) 日本国は、戦争中に生ぜしめた損害及び苦痛に対して、原則としては、賠償を支払うべきであるが、しかし、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとするれば、連合国に対して適当な賠償を行い、且つ、同時にその負担する他の債務を弁済する能力に欠けていることが認められる。

もつとも、

1. 日本国は、日本国軍隊によって現在の領域を占領され、且つ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、供与される製造、沈船、引揚げ及び他の役務を通じて日本人の熟練及び勤勞を当該連合国に提供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するため、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。この取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。原材料からの製造が要求される場合には、原材料は、外国為替上の負担を日本国に課さないために、当該連合国が供給しなければならない。

2. (I) 各連合国は、この条約の効力の発生の時

6
に、その管轄の下にある次のもののすべての財産、
権利及び利益を差し押え、留置し、清算し、
又は他の方法によつて処分する権利をもつ。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国若しくは日本国民のために又はこれ
に代つて行動した者並びに、

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配
した団体、但し、次のものを除く。

(i) 日本国が占領した領域を除く連合
国の一国の領域に当該政府の許可を
得て戦争中に居住した日本国民の財産。
但し、財産が所在した領域の政府が
その領域に居住した他の日本国民の
財産に一般的に適用しなかつた措置
の適用を戦争中に受けた財産を除く。

(ii) 日本国政府が所有し且つ外交的又
は領事的の目的に使用されたすべての
の不動産、家具及び備品並びに日本
国の外交職員又は領事職員が所
有したすべての個人の家具及び用具類
並びに投資的性質をもたない他の

私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であったもの。

(iii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もっぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産。

(iv) 関係国と日本国との間の貿易及び金融関係の再開の後、この条約の効力の発生に先だてて生じた財産権。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じた権利の場合を除く。

(v) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基づいて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国通貨で表示された日本国及び日本国民の債務にのみ適用する。

(II) 前記の例外(i)から(v)までに掲げた財産は

その保存及び管理のために要した合理的な費用を差し引いて返還される。これらの財産が清算されているときは、代りに売得金が返還される。

(III) 前に掲げた日本国財産を差し押え、留置し、清算し、又は他の方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従って行使され、日本人所有者は、これらの法律によって与えられる権利のみをもつ。

(IV) 連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的状況が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。

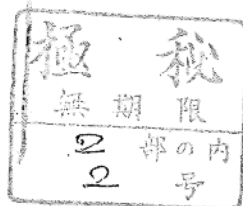
(b) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争遂行中に日本国及び日本国民がとった行動から生ずる連合国及び連合国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。



対日平和条約最終案（1951年8月16日公表）

オ4条、オ14条ともに、署名された現在のテキストと同文である。なお、7月13日に公表された前記草案と比較すると、オ4条については、7月13日案の(6)項——海底電線の処分——が(7)項となり、(6)項として、次の規定が新たに挿入されている。

オ4条(6) 日本国は、オ2条及びオ3条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。



1951. 5. 2

別紙 2

付録 6

付録 6 1951年1月30日先方に交付した「わが方見解」(英文)

——付、和文——

Note: I am setting forth below my private views.—S.Y.

Suggested Agenda

I. Territorial

1. It is proposed under 3 of the 7 Principles that the Ryukyu and Bonin Islands be placed under U.N. trusteeship with the United States as administrating authority. While Japan is ready to meet in any manner American military requirements, and even to agree to a lease under the Bermuda formula, we solicit reconsideration of this proposal in the interest of lasting friendly relations between Japan and the United States.
2. We ask that the following points be considered in case trusteeship is deemed indispensable.

- (a) It is desired that these islands will be returned to Japan when the need of trusteeship disappears.
- (b) The inhabitants be allowed to retain Japanese nationality.
- (c) Japan will be made a joint authority together with the United States.
- (d) Those inhabitants of the Bonin Islands and Iwojima who were evacuated to Japan proper, either during the war by Japanese authorities, or after the war's end by U.S. authorities, who number about 8,000, will be permitted to return to their respective home islands.

II. Security

The views of the Japanese government on security are as follows.

1. Japan will ensure internal security by herself.
2. As regards external security, the cooperation of the United Nations and, especially of the United States, is desired, through appropriate means.
3. Any arrangement for this purpose should be made apart from the peace treaty, as providing for cooperation for mutual security between Japan and America as equal partners.

III. Rearmament

1. As a question for the immediate present, rearmament is impossible for Japan.

付録 6

(a) There are Japanese who advocate rearmament. But their arguments do not appear to be founded on a thorough study of the problem, nor do they necessarily represent the sentiment of the masses.

(b) Japan lacks basic resources required for modern armament. The burden of rearmament would immediately crush our national economy, and impoverish our people, breeding social unrest, which is exactly what the Communists want. Rearmament, intended to serve the purposes of security, would on the contrary endanger the nation's security from within. Today Japan's security depends far more on the stabilization of people's livelihood than on armament.

(c) . It is a solemn fact that our neighbor nations fear the recurrence of Japanese aggression. Internally, we have reasons for exercising caution against the possibility of the reappearance of old militarism. For the immediate purpose we should seek other means than rearmament for maintaining the country's security.

2. Nowadays international peace is directly tied up with internal peace and order. In this sense, we must preserve domestic peace, for which we are determined to assume full responsibility by ourselves alone. For this purpose, it will be necessary for us to increase forthwith the numbers of our police and maritime security personnel and reinforce their equipment.
3. We desire consultation on the question of Japan's specific contribution to the common defense of the free world, in which we are eager to play a positive role.

IV. Human rights, etc.

1. Japan supports without reservation the Universal Declaration of Human Rights. The various principles set forth in that declaration are fully embodied in our new constitution. If you should deem it necessary for Japan to make a declaration on this matter, we have no objection.
2. It is desired that the peace treaty will avoid any stipulation calculated to perpetuate rigidly and unalterably the laws and institutions established under the Occupation.

It is hoped that prior to the termination of occupation the Allied Powers will consider the abolition or modification of such measures as have been taken solely for the purposes of occupation control or those that have proved unsuited to the actual conditions of Japan. This would facilitate smooth transition from occupation rule to normal administration and serve to promote the friendly relations between Japan and America.

V. Cultural Relations

It is our fervent wish to be allowed to take a positive part in the cultural interchange between nations. The strengthening of cultural ties between Japan and the United States is a fundamental question that concerns the Japanese-American friendship. We would like to take all possible measures to promote cultural cooperation between the two countries.

VI. International Welfare

Japan will observe faithfully all the prewar international agreements in this field, to which she is a party. We are also ready to adhere to other agreements made during and after the war, such as the Constitution of World Health Organization and the International Sanitary Convention.

VII. Economics

It is hoped no restrictions will be imposed upon Japan's economic activities.

If for the sake of demilitarization or for elimination of war potential certain industries were to be designated as "war industries" and subjected to restriction, it would mean penalizing peace industries, and seriously hamper the progress of Japanese economy toward self-support. Take shipping, for example. To Japan as a trading nation, it is essential to possess an adequate tonnage. If on the ground that ships can be turned to war use Japan were to be restricted in tonnage, type and speed of vessels, or the ship-building capacity, her peaceful commerce would suffer disastrously. Likewise any restrictions on the manufacture of steel, light metals, synthetic rubber or oil, etc., would mean restrictions on peace industries.

Again it would be incompatible with the principle of fair trade to restrict certain industries with a view to checking Japanese competition in international commerce.

VIII. Trade

1. Japan lives on trade. It is through trade that she can best contribute to world prosperity. It is earnestly desired to establish speedily with all countries trade relations based on reciprocity and on mutual extension of the most favored nation's treatment.
2. It is hoped that the peace treaty will expressly provide for this mutual extension of the most favored nation's treatment between Japan and a

country concluding peace with her even prior to the signing of a treaty of commerce and navigation between them.

3. Japan will observe strictly the various prewar international treaties to which she is a signatory, providing for the promotion of trade and for the establishment of equal and intimate trade relations (e.g. the Industrial Property Protection Convention, International Labor Convention, etc.): and furthermore she desires to participate in the similar postwar international treaties (especially, the International Monetary Fund, the World Bank and the General Agreement for Trade and Tariff).

IX. Fisheries

1. Freedom of fishing on the high sea being a recognized principle of international law, we expect that Japan will not be subjected to special restrictions such as are not imposed upon sovereign states.

2. Japan will scrupulously observe all international law, international agreements and usages; she will cooperate wholeheartedly in all international undertakings and programs for the conservation and investigation of fishery resources.

3. Accordingly Japan will cooperate in the execution of the existing international agreements on the protection and investigation of the fishery resources including whales, seals, halibut, salmon and tuna. With respect to United States conserved fisheries, we are prepared to reach a concrete understanding.

X. Reparations and war claims

1. Reparation

It is desired that no industrial facilities will be taken away for reparation beyond those which have already been removed; and no reparations from current production or in money will be demanded.

2. War claims

We have no objection to the arrangement as outlined under 6 of the 7 Principles. But we submit the following.

(a) Japanese assets abroad. It is desired that all Japanese assets in those of the Allied countries, which did not actually engage in hostilities, will be returned. Of the Japanese property in the countries which engaged in hostilities, special consideration will be given, if possible, with respect to privately owned assets. In case these are also to be applied to the payment of war claims, it is requested that the question

of compensations to their owners be left to the discretion of the Japanese government. This is a matter that will have a serious bearing upon Japanese economy, and the government will take an equitable measure by taking the various circumstances into consideration.

(b) Looted property. Restitution has been effected for the most part. It is desired that the matter will be considered closed with the conclusion of peace.

(c) Allied assets in Japan. It is desired that the necessary steps will be taken to complete their restoration as soon as possible.

(d) Japanese gold. It is desired that all gold, still being impounded, will be returned.

XI. Postwar claims

It is the intention of the Japanese government to liquidate all postwar indebtedness.

XII. War criminals

We request the following:

1. No more new arraignments.
2. An amnesty on the occasion of the conclusion of the peace treaty.
3. Transfer to Japanese authorities the execution of sentence.

Note: As of January 1, 1951, there were 1,378 war criminals serving prison terms and 2 on trial in Japan, while overseas 759 were in prison and 36 on trial.

XIII. Procedure

1. We want and expect to conclude peace forthwith with as many countries as possible.
2. We hope that there will be no delay in the making of the treaty for procedural reasons; and that the substance of the treaty will not be sacrificed for the sake of winning more adherents.

(和文)

注。以下に私見を開陳する。 エス・ワイ

提 案 議 題

1 領 土

- 1 琉球及び小笠原諸島は、合衆国を施政権者とする国際連合の信託統治の下におくることが、7原則の第3で提案されている。日本は、米国の軍事上の要求につ

付録 6

かようにでも応じ、バーミュダ方式による租借をも辞さない用意があるが、われわれは、日米両国間の永遠の友好関係のため、この提案を再考されんことを切に望みたい。

2 信託統治がどうしても必要であるならば、われわれは、次の点を考慮されるようお願いしたい。

- (a) 信託統治の必要が解消した暁には、これらの諸島を日本に返還されるよう希望する。
- (b) 住民は、日本の国籍を保有することを許される。
- (c) 日本は、合衆国と並んで共同施政権者にされる。
- (d) 小笠原諸島及び硫黄島の住民であつて、戦争中日本の官憲により又は終戦後米国の官憲によつて日本本土に引揚げさせられたもの約8千名は各原島へ復帰することを許される。

2 安 全 保 障

安全保障に関する日本政府の見解は、次のとおりである。

- 1 日本は、国内の安全を自力で確保する。
- 2 対外的安全保障に関しては、適当な方法によつて、国際連合、とくに合衆国の協力を希望する。
- 3 このための取極は、平等の協同者としての日米両国間における相互の安全保障のための協力を規定するものとして、平和条約とは別個に作成されるべきである。

3 再 軍 備

- 1 当面の問題として、再軍備は、日本にとって不可能である。
 - (a) 再軍備を唱道する日本人はいる。しかし、その議論は、問題を徹底的に究明した上でのものとは思われないし、また、必ずしも大衆の感情を代表するものでもない。
 - (b) 日本は、近代的軍備に必要な基礎資源を欠いている。再軍備の負担が加えられたならば、わが国民経済は立ちどころに崩壊し、民生は貧窮化し、共産陣営が正しく待ち望んでいる社会不安が醸成されよう。安全保障のための再軍備は、実は逆に、国の安全を内部から危殆におとしめよう。今日、日本の安全は、軍備よりも民生の安定にかかることはるかに大である。

- (c) わが近隣諸国が日本からの侵略の再現を恐れていることは、疑たる事ではない。国内的には、旧軍国主義の再現の可能性に対して警戒する理由がある。もしあたつて、われわれは、国の安全維持を再軍備以外の方途に求めなければならない。
- 2 今日、国際の平和は、国内の治安と直接に結ばれている。この意味において、われわれは、国内の治安を維持しなければならない、そのためには、われわれは、強力な完全な責任をとる決心をしている。これがため、わが警察及び海上保安の人員を直ちに増加し、また、その装備を強化する必要がある。
- 3 われわれは、その中にあつて積極的な役割を演ずることを熱望している自由世界の共同の防衛に対する日本の特定の貢献の問題について協議することを希望する。

4 人 権 等

- 1 日本は、世界人権宣言に全面的に賛成する。この宣言に掲げられた諸原則は、わが新憲法に完全に取り入れられている。日本がこの事項について宣言をする必要はないと考えられるならば、われわれとしては異存はない。
- 2 占領下に樹立された諸法令及び諸制度をそのまま恒久化することを意図するものな規定を平和条約に設けることは、避けられたい。

連合国は、もつぱら占領管理の目的のためにのみ執られた諸措置又は日本が占領中にそわなくなつた諸措置の廃止又は修正について、占領の終了前に考慮されたことをすることが、占領管理から平常の統治への移行を円滑ならしめ、また、日米間の関係の増進に資するゆえんであらう。

5 文 化 関 係

われわれは、国際の文化の交流に積極的に参加することを許されるよう結望する。日米間の文化の連帶の緊密化は、日米の親善関係に関する根本問題である。わが国は、両国間の文化的協力を増進するようあらゆる措置を執りたい。

6 国 際 福 祉

日本は、従来から当事国であるこの分野のすべての戦前の国際協定を遵守する。われわれは、また、戦争中及び戦後締結された他の協定、たとえば、世界保健憲章、国際衛生条約等に加する用意がある。

7 経 済

日本の経済上の活動には何らの制限をも課せられないことを希望する。

付録 6

非軍事化のために、又は、戦争能力の除去のために、ある種の産業が「軍事産業」の名を冠せられて制限を課せられるようなことになれば、事実上平和産業を罰することになり、且つ、自立に向つて進む日本経済の進歩を著しく阻害することになる。造船業を例にとつてみよう。通商を生命とする日本にとっては、相当量の船腹を保有することは不可欠の要件である。船舶は軍用にも転用しうとの理由で日本が船舶保有量、船型、速力又は造船能力を制限されたならば、日本の平和的通商ははなはだしい損害を受けることになる。同様に、鋼、軽金属、人造ゴム又は人造石油等の製造の制限も平和産業の制限ということになる。

また、国際通商における日本の競争を抑制するために、特定産業を制限することは公正取引の原則とも相容れないであろう。

8 通 商

- 1 日本は、通商に依存して生きている。日本が世界の繁榮に最もよく貢献できるのは、通商によつてである。互惠主義と最恵国待遇の相互の付与とに基く通商関係をすべての国々とすみやかに確立することを切望する。
- 2 通商航海条約締結前にあつても、日本と平和条約締結国との間に最恵国待遇を相互に与え合うことが平和条約に明記されることを希望する。
- 3 通商の促進と平等且つ緊密な通商関係の設定のための日本が当事国である各種の戦前の国際条約（たとえば、工業所有権保護条約、国際労働条約など）を、日本は、厳格に遵守する。更に、日本は、同様の戦後の国際条約（特に、国際通貨基金、国際復興開発銀行、貿易関税一般協定）に参加することを希望する。

9 漁 業

- 1 公海における漁業の自由は、国際法が認めた1つの原則であるから、われわれは、普通の主権国には課せられないような特別の制限を日本に課さないことを期待する。
- 2 日本は、すべての国際法、国際協定及び国際慣習を厳格に遵守する。日本は、漁業資源の保護及び調査のための国際的事業及び計画に全幅の協力をする。
- 3 従つて、日本は、鯨、オットセイ、ハリバット、鮭及びマグロ等の漁業資源の保護と調査のための現行国際協定の実施に協力する。合衆国の保護漁場に関して、われわれは、具体的了解をとげる用意がある。

10 賠償及び戦争に基づく請求権

1 賠償

工業施設による賠償については、すでに撤去された施設以上には取立が行われないこと、また、年間生産物又は金銭による賠償の要求が行われないことを切望する。

2 戦争に基づく請求権

7原則の第6に略述された処置に対してわれわれは異議を有するものではない。しかし、われわれは次のことを申し述べたい。

- (a) 日本の在外資産。 連合国中日本と現実に関戦行為には入らなかった諸国にあるすべての日本資産は、返還されることを希望する。現実に関戦行為に入つた諸国にある日本財産のうち、私有財産については、できれば、特別の考慮を払われんことを懇請したい。戦争に基づく請求権の支払にこれらが適用されとした場合には、これら財産の所有者に対する補償の問題は、日本政府の裁量に一任されることを要請する。この問題は、日本の経済に重大な影響を及ぼす問題であつて、政府は、諸般の事情を勘案して公正な措置を講ずる所存である。
- (b) 掠奪財産。返還は、ほとんど終了した。この問題は、平和条約の締結とともに終了したものとみなされるよう希望する。
- (c) 在日連合国財産。 在日連合国財産の返還をできる限りすみやかに完了するために、必要な措置を執られるよう希望する。
- (d) 日本の金。 現在押えられているすべての金を返還されるよう希望する。

11 戦後請求権

日本政府は、すべての戦後の債務を弁済したいと考えている。

12 戦争犯罪人

次のことを懇請する。

- 1 新しい訴追をしないこと。
- 2 平和条約締結の機会における大赦。
- 3 刑の執行を日本官憲に移管すること。

注 1951年1月1日現在、在内地受刑者1,378名同未決2名、在外受刑者759名同未決36名。

付録 6~7

13 手 続

- 1 われわれは、直ちにできる限り多くの国と平和条約を締結することを望み且つ期待している。
- 2 われわれは、手続の故に条約の締結が延引しないこと、また、参加国の数を多くするために条約の内容が犠牲にされないことを切望する。

付録 7 1951年1月30日「わが方見解」とともに先方に交付された
「日本国を当事国とする国際福祉に関する国際条約リスト」

付 録 7